

知的財産戦略本部「新たな『知的財産推進計画』策定に向けた意見募集」（提出  
期限：2010年2月15日）

## 知的財産戦略の推進について

社団法人音楽出版社協会

文化など幅広い分野において創造性にあふれ、その成果が産業の発展と国民生活の向上へつながっていくような知的財産立国を目指すためには、まず、コンテンツ、特にその重要なファクターとなる音楽、映像などのビジネスの強化が図られなければなりません。

そのためにまず、我が国の文化産業が広く海外市場に受け入れられる環境を整える必要があります。ヨーロッパ諸国では音楽などの文化産業による海外市場の開拓が、政府の強力な支援のもと行われています。たとえばイギリスは、音楽産業の国際展開のために毎年、東京、ニューヨーク、ロサンゼルス、中国、インド、オーストラリアにミッションを派遣しており、その費用の75%を政府が負担しているといえます。長い伝統をもつフランスの文化産業振興策は知られているとおりですし、北欧諸国も積極的に政府が海外進出をバックアップしています。わが国においても分野ごとに実情に合った政府の支援が行われ、継続的な海外市場開拓がより強力に推進されなければなりません。

そして海外市場獲得と同時に、これらビジネスの基盤となる著作権の擁護及び強化を進める必要があります。一部で言われるような、著作権の制限あるいは弱体化がコンテンツ・ビジネスを促進するという誤った主張を正す必要があります。コンテンツ・ビジネスが成功するためには、その利益が一次的、二次的を問わず関係する創作者、制（製）作者、実演家等の権利者に公正に分配される保証がなければなりません。関係権利者の利益が保証されてこそ、魅力あるコンテンツが生み出され、それを市場に送り出す努力がなされるのです。このためにも、著作権及び著作隣接権存続期間の延長、私的録音録画補償金制度の実効性の確保を実現し、一方、権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入のような著作者等の権利を不当に制限し、利益を損なう恐れのある政策は阻止しなければなりません。

また、インターネット上での違法行為、著作権侵害による損害は甚大なものになっています。知的財産ビジネス成長のためには、これら違法行為根絶が不可欠です。政府主導のもと知財ビジネス振興のため、強力な対策を進める必要があります。